

異議なしの声あり

一議 長(田村利一) 議案ヤハ三号については異議ないものと認め原案通り決定する旨を告げる。

日程ヤニ 福生町国民健康保健条例の一部改正について(議案ヤハ四号)

一議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 国保の関係ですが御承知の通り本年一月より一部負担金の窓口室収が実施され、半額を医師の窓口を支払ってもらった制度になつてから非常に順調に運営されております。又今迄色々の点で抑制していた事を通常の結論にのせてよいのではなからうかと云々。従来入院する場合は承認を受ける事となつておりましたが煩いので廃止することとした。

又条例の外に規則があり、転入した場合四ヶ月間の待期期間が規定されておりました。これは、国保をやつてない町村から、医者にかかるための目的で転入する者を防ぐための処置で今般条例の準備がしめされ指示があつたので条例に規定した次第であります。

又補綴についても承認制をやつておりましたが、他町村では既に廃止しており当町のみでありましたが、窓口室収の結果必要なくなつたのでこれも廃止するものである。尚本件については、運営委員会に於いて結論を出しており又適宜の厚生委員会に於いても御決議を載いておりますので宜敷御決定を願いたい。

一議 長(田村利一) 厚生委員長の御意見を伺いたい。

一ヤニ番(森田茂二) 十二月十二日厚生委員会を開催し慎重に審議した結果ただ今町長が説明された通り適当と認め原案を承認した。

一ヤニ番(大久保一郎) 前項ヤ五号は何か御知らせ願いたい。

一町 長(秋山誠一) ヤニ条ヤ一項中の看護をさしております。

一ヤニ番(設楽美知) 補綴の承認に関しては、町長の説明だけでよいのか、条文はないのか。

一町 長(秋山誠一) 規則の方を配布すれば御諒解願えるのであるが補綴の承認については規則を廃止すればよろしいわけでありませう。

一、オ十三番(大久保一郎) 当町に転入してゐる者について、待期之間により不正転入を防ぐと云うが、具体的に説明願いたい。

一、所 長(秋山誠一) 従来、国保をやつてなれ、町村から、医療費の軽減を図る目的をもつて、国保を実施してゐる。当町に、転入し、福生病院等に長期に入院した者があり、そう云う弊害があった。

一、オ十三番(田村祐二) 国保は転入の場合、住民登録、或は配給台帳を基準としてやるのか。

一、所 長(秋山誠一) 住民登録を基準としている。

一、オ十三番(大久保一郎) 待期之間の問題は、保険法にゆゑられてゐるか。

一、町 長(秋山誠一) 六ヶ月以内なら、条例に規定することにより認めておらう。

一、オ二番(渡井明) 厚生委員会では、待期之間が六ヶ月では、被保険者が困ると云うので、四ヶ月に修正した次第である。

一、オ十三番(大久保一郎) 法律上、異議がなければよいが。

一、町 長(秋山誠一) 法律上は差しつかえない。

一、町 役(川窪金吉) 国保の条例は認可制となつてあり、今議会に於いて、議決を載

い、ても効力はなく、都知事の認可により決まるものであります。

一、議 長(田村利一) 議案第ハ四号について、異議の有無を問う。

異議なしの声あり。

一、議 長(田村利一) 議案第ハ四号については、異議なしものと認め、原案通り

決定する旨を告げる。

一、議 長(田村利一) 本日の議案審議を終る旨を告げる。

署名議員選挙

一、議 長(田村利一) 署名議員選挙は指名推薦とし、議長が指名する旨を

諮り全会一致指名推薦とする。

一、議 長(田村利一) 左記の者を指名し、一名毎に会議に諮り全会一致署名

議員と決定する。

オ七番 中森与一 オ九番 石川信義 オ十三番 並木 秀

一、議 長(田村利一) 本日の会議を終了し、会議を閉じる旨を述べる。

終了。 午後 三時

右会議の稟末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

昭和三十三年十二月十七日

福生町議会

議長

田村利一

議員

並木秀

議員

石川信義

議員

中森五一



昭和三十三年二月八日

才二田福生町議会臨時会之議録

福生町議会

才二田福生町議会臨時会々議録

昭和三十三年二月八日才二田福生町議会臨時会々、福生町役場に招集した。

出席した議員は次の通りである。

才一 田村利一	才二 渡井明	才三 中西虎堂
才四 瀬古清堂	才五 村尾四郎	才六 米泉葉
才七 中森与一	才八 西村光人	才九 石川信義
才十 山下幸三	才十一 森田誠皇	才十二 並木秀
才十三 清水子市	才十四 井上頼太郎	才十五 設楽美知
才十六 石川常太郎	才十七 村尾程吉	才十八 飯野富十郎
才十九 森田茂一	才二十 田村祐一	才二十一 高橋三郎
才二十二 大久保一郎	才二十三 高橋彦市	

一 地方自治法才百三十一条の規定により、会議事件説明のため出席を求めたものは次の通りである。

町長 秋山誠一	助役 役川澄金吉	収入役 川辺堅一
総務課長 大野忠一	税務課長 貫井茂代次	産業課長 森田猛

水道課長 眞田 眞 土木課長 高水 求 民生課長 橋本 孝雄
教育長 橋本 兵五郎

一本会の書記は次の通りである

書記 上野重勝 町田 倍二

一 会議事件及び議事日程は次の通りである

日程 オ一 福生町税賦課金収束例の一部改正について (議案オ三号)

オ二 町立オ三小学校々舎増築事業について (オ四号)

オ五 契約締結同意状について (オ五号)

一 議 長(田村利一) 午前九時三十分開会を告げる

一 議 長(田村利一) 議事にはいる前に協議会を町きたいので休憩といたしたい

更議なし

一 議 長(田村利一) 更議ないものと認め休憩する

休憩 午前九時三十分 ～ 午前十一時三十分

一 議 長(田村利一) 所仰を告げる

一 議 長(田村利一) 本日の議事日程を報告する

日程 オ一 福生町税賦課金収束例の一部改正について (議案オ三号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 議 長(田村利一) 議案オ三号については先程協議会において審議願ったが説明と省

略してよいか

更議なしの声多数あり

一 議 長(田村利一) 更議ないものと認め説明と省略する

一 議 長(田村利一) 議案オ三号について更議はないか

更議なしの声多数あり

一 議 長(田村利一) 議案オ三号は更議ないものと認め原案通り決定する

日程 オ二 町立オ三小学校々舎増築事業について (議案オ四号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程する

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 議 長(田村利一) 議案オ四号についても先程協議会で審議されているか説明と

省略してよいか

異議なしの声多数あり

一議 長(田村利一) 議案オ四号は説明を省略する

一議 長(田村利一) 議案オ四号について異議ないか

異議なしの声多数あり

一議 長(田村利一) 議案オ四号は異議なしものと認の原案通り決定する

日程 オ三 契約締結同意方について (議案オ五号)

一議 長(田村利一) 本件を上程する

一書 記(上野重勝) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 議案オ五号は水道のオニ配水池電気工事請負契約の關係で去る二月三日入札の結果、立川の中島電気がスニ百四で落札した。条例の規定により、スニ百四を超えらるゝので同意を戴きたい。

一オニ番(田村祐一) 前回の議会の折、水道の資材の購入については従来見積り合せで行つてきているが、これを入札にした場合どんな結果になるか検討するよう要望してあったが、どうなっているか。

一町 長(秋山誠一) 前議会での御意見により検討しているが、現在水道に使つてい

るパイプはエタニットパイプと呼んでいるが、これは歴史も持っており、又質もよい。量が多い場合は代理店と本店から見積をとっている。入札にする場合も量が少い場合は竟走入札の方法としてもそれより安いと云ふことはないと考えられる。又入札により成果が期待されると云ふような点で調査したところでは、久保田鉄工の石綿パイプがあり、いずれも水道用パイプとしては良ゝもので、差はないようである。わずかに久保田の方が単価が低いようである。どちらとつかつても支障はない。

一オニ番(田村祐一) 今後は入札でやるのか。

町 長(秋山誠一) 量が少いときは入札でもよいが、量の少いときは見積合せの方が簡便でよいと考えている。

議 長(田村利一) 議案オ五号について異議ないか。

異議なしの声多数あり

一議 長(田村利一) 議案オ五号については異議なしものと認の原案通り決定する。

署名 議員 送 拳

一議 長(田村利一) 署名議員送拳は指名推薦により議長が指名する旨と詔り

全会一致指名推薦と決定する。

一議 長(田村利一) 九記の者と指名し一名毎に会議に諮り全会一致署名議員と決定する。

定する

オ十三番 並木 秀 オ十四番 清水 与市 オ十五番 井上頼太郎

一議 長(田村利一) 午後十二時四十分閉会を告げる

右会議の積未と記録し相違ないことを証するためここに署名する。

昭和三十三年二月八日

福生町議会

議長 田村 利一

議員 並木 秀

議員 清水 与市

議員 井上 頼太郎

昭和三十三年一月十一日

才一面福生町議会臨時会々議録

福生町議会

才一回福生町議会臨時会々議録

昭和三十三年一月十一日才一回福生町議会臨時会を福生町役場に招集した。

出席した議員は次の通りである。

才一回 田村利一	才二番 渡井 明	才三番 中西 虎彦
才四番 瀬古 清吉	才五番 米泉 薫	才七番 中森 与一
才八番 西村 光人	才九番 石川 信義	才十番 森田 幸雄
才十一番 山下 幸三	才十二番 森田 誠重	才十三番 並木 秀
才十四番 清水 与市	才十五番 井上 頼太郎	才十六番 設楽 美知
才十七番 石川 常太郎	才十八番 村尾 禮吉	才十九番 飯野 富十郎
才二十番 田村 祐一	才二十一番 高橋 三郎	才二十四番 高橋 彦市

一 地方自治法才百三十一条の規定により会議事件説明のため出席した求め出席した者は九記の通りである。

町 長 秋山 誠一	助 役 川 産 金 吉	収入役 川 辺 堅一
総務課長 入野 忠一	税務課長 貫井 吉代次	民生課長 橋本 孝彦
土木課長 高水 永	産業課長 森田 猛	水道課長 眞田 眞